

監 査 報 告 書

平成28年5月26日

学校法人文理佐藤学園 理事会・評議員会 御中

学校法人 文理佐藤学園

監事 菅本 二郎



私は、前監事細田義夫氏（以下「私ども」といいます。）と、学校法人文理佐藤学園（以下「法人」といいます。）の監事として、私立学校法第37条第3項第1，2号に基づいて、法人の平成27年度（同年4月1日から平成28年3月31日まで）における法人の業務及び財産の状況について監査を行いました。

平成27年度は、同年8月に発覚した元学園長の海外旅行に伴う費用の不適切支出問題の対処に追われた1年でした。このうち、同年8月から11月までは、文科省への報告書の提出期限との関係で、問題解明と是正処置・再発防止策の策定の時期でした。私どもは、役員の一員として、この問題に真正面から取り組みました。具体的には、問題解明のために設置された調査委員会や学園の改革のために設置された学園改革委員会に委員として出席し、また、是正処置・再発防止策を審議した理事会、評議員会に監事として出席して、各会議において、積極的に意見を述べるなどして、業務監査を行いました。何回にもわたる審議の結果理事会が策定しました是正措置・再発防止策は、文科省の担当者からも一定の評価を得ましたように、適切かつ十分なものであったと、監事として、考えております。

同年12月から平成28年3月までは、この決定された是正措置・再発防止策を実施する時期でした。監事としては、それが実施されているかの検証を行いました。理事会は、理事会規程に基づき、毎月1回以上開催され、十分なる審議を行っております。また、評議員会は、評議員会規程に基づき、諮問機関として、必要に応じて開催されております。新たに設置された人事委員会は、職員の採用・昇任等の人事に関し必要の都度開催されております。寄附行為の変更も文科省の認可を得て施行され、常務理事制度及び学園長制度が廃止され、職員から選任された理事も誕生しました。その他の是正措置・再発防止策も、逐一実施されております。かように、理事会が策定した是正措置・再発防止策は、順調に実施されていると、認めることができます。

法人経営と学校運営の分離の方針の下で、法人経営は、改正された組織運営規程に基づく法人本部により、また、学校運営は、新たに選任された各学校長により、それぞれ、組織的に行われていることを、認めることができます。

なお、今回の決算に当たり作成された、財産目録及び計算書類の監査を行うとともに、監査人からも、「監査の過程において発見された不正及び違法行為はない」旨の意見を得ております。

かように、監査の結果、私は、学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、財産目録及び計算書類は会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。よって、私立学校法第37条第3項第3号に基づいて、この監査報告書を提出いたします。

以上